

松江市告示第 206 号

松江市要保護児童対策協議会運営要綱（平成 17 年松江市告示第 328 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
松江市要保護児童対策協議会 <u>設置</u> 運営要綱	松江市要保護児童対策協議会____運営要綱 <u>(趣旨)</u> <u>第 1 条 この要綱は、要保護児童(児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 8 項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。)の早期発見やその適切な保護又は要支援児童(同条第 5 項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。)若しくは特定妊婦(同項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。)への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者が当該児童等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であることにかんがみ、児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項に規定する要保護児童対策地域協議会として設置した松江市要保護児童</u>

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。)第 25 条の 2 第 1 項の規定に基づき、要保護児童(法第 6 条の 3 第 8 項に規定する要保護児童をいい、法第 31 条第 4 項に規定する延長者及び法第 33 条第 8 項に規定する保護延長者を含む。以下同じ。)の適切な保護又は要支援児童(法第 6 条の 3 第 5 項に規定する要支援児童をいう。以下同じ。)若しくは特定妊婦(法第 6 条の 3 第 5 項に規定する特定妊婦をいう。以下同じ。)(以下これらを「支援対象児童等」という。)への適切な支援を図るため、松江市要保護児童対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、法 第 25 条の 2 第 2 項に規定するもののほか、次に掲げる事務を行うことができる。

- (1) 児童虐待に関する情報交換並びに係機関の連携及び協力の推進に関する協議
- (2) 児童虐待に関する広報・啓発活動の推進
- (3) その他協議会の設置目的を達成するために必要な事務

(構成)

第 3 条 協議会            は、別表 に掲げる関係機関、            関係団体及び

対策協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 協議会は、児童福祉法第 25 条の 2 第 2 項に規定する業務を行うほか、次の各号に掲げる活動を行うことができる。

- (1) 児童虐待に関する情報交換並びに係機関の連携及び協力の推進に関する協議
- (2) 児童虐待に関する広報・啓発活動の推進
- (3) その他前条の設置目的を達成するために必要な活動

(委員等)

第 3 条 協議会の委員は、別表 1に掲げる行政機関若しくは法人 又は別表 2に掲げ

児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成する。

(会長及び副会長)

**第4条** 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、市長が指名し、その任期は原則2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 会長は、協議会の事務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(スーパーバイザー)

**第5条** 市長は、児童相談所の職員として勤務経験のある者、学識経験者その他の適当

る児童福祉に関連する職務に従事する者その他の者をもって構成する。

- 2 市長は、松江市要保護児童対策協議会名簿を作成し、前項に定める行政機関又は法人若しくは児童福祉に関連する職務に従事する者その他の者の承認を得て、これにその名称又は氏名を登載するものとする。
- 3 市長は、前項の名簿に記載された者の職員又は構成員若しくは個人のうちから、第6条に規定する会議の種類に応じて適切と認める者をあらかじめ当該会議の委員として指名するものとする。

(任期)

**第4条** 委員の任期は原則2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 委員がその職を退いた場合、残任期間についてその職の後任者が引き継ぐものとする。

(会長及び副会長)

**第5条** 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、松江市長が指名 \_\_\_\_\_ する。
- 3 会長は、協議会の事務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

と認める者を協議会のスーパーバイザーとして選任することができる。

2 スーパーバイザーの任期は、原則 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 スーパーバイザーは、次に掲げる事項に関し市から相談を受け、助言を行う。

(1) 児童虐待(疑いがある場合を含む。)の事例に関する状況の確認

(2) 個別の事例に対する援助方針及び支援内容

(3) その他児童虐待の防止、支援対象児童等に対する支援等のために必要な事項

4 スーパーバイザーは、職務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

#### (会議)

第 6 条 協議会に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者を構成員とする会議を設置する。

(1) 代表者会議 関係機関等の代表者

(2) 実務者会議 関係機関等の実務を担当する者(以下「担当者」という。)

(3) 個別事例検討会議 個別の支援対象児童等について、直接関わりを有し、又は今後関わりを有する可能性がある関係機関等の代表者又は担当者

(代表者会議)

第 7 条 代表者会議は、実務者会議が円滑に

#### (組織)

第 6 条 協議会は、代表者会議、実務者会議及び個別事例検討会議によって組織する。

(代表者会議)

第 7 条 代表者会議は、実務者会議が円滑に





(要保護児童対策調整機関の指定)

**第10条** 市長は、児童福祉法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関として、松江市健康福祉部家庭相談課を指定する。

(要保護児童対策調整機関の業務)

**第11条** 児童福祉法第25条の2第5項に規定する要保護児童対策調整機関の業務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 協議会の事務の総括に関すること。

ア 協議会の会議の協議事項の案の作成その他開催の準備に関すること。

イ 協議会の会議の議事の運営に関すること。

ウ 協議会の会議に係る資料の保管に関すること。

(2) 支援対象児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等の連絡調整に関すること。

ア 関係機関等による支援対象児童等に係る支援の実施状況の把握に関すること。

イ アにより把握した支援対象児童等の支援の実施状況に基づく関係機関等の連絡調整に関すること。(個別事例検討会議における事例の再検討を含む。)

(3) 代表者会議、実務者会議及び個別事例検討会議の招集その他の協議会及び協議会の会議の庶務に関すること。

2 要保護児童対策調整機関は、第4条各号

保護児童対策調整機関が招集する。

(要保護児童対策調整機関の指定)

**第11条** 市長は、児童福祉法第25条の2第4項の規定により、要保護児童対策調整機関として、松江市健康福祉部家庭相談室を指定する。

(要保護児童対策調整機関の業務)

**第12条** 児童福祉法第25条の2第5項に規定する要保護児童対策調整機関の業務は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 協議会の事務の総括に関すること。

ア 協議会\_\_\_\_\_の協議事項の案の作成その他開催の準備に関すること。

イ 協議会\_\_\_\_\_の議事の運営に関すること。

ウ 協議会\_\_\_\_\_に係る資料の保管に関すること。

(2) 要保護児童等に対する支援の実施状況の把握及び関係機関等の連絡調整に関すること。

ア 関係機関等による要保護児童等に係る支援の実施状況の把握に関すること。

イ アにより把握した要保護児童等の支援の実施状況に基づく関係機関等の連絡調整に関すること。(個別事例検討会議における事例の再検討を含む。)

に定める関係機関等の代表者又は担当者の承認を得て、その名称又は氏名を掲載した名簿を作成し、当該要保護児童対策調整機関に配置するものとする。

3 前項の名簿への名称又は氏名の掲載期間は、原則 2 年とする。ただし、再登載を妨げない。

4 前項の掲載期間の中途において当該掲載された者がその職を退いた場合、当該関係機関等はその後任となる者を選出し、要保護児童対策調整機関に届け出るものとする。

(秘密の保持)

**第 12 条** 協議会の会議の構成員は、児童福祉法第 25 条の 5 の規定により、正当な理由なく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 関係機関等が法第 25 条の 5 各号のいずれかに該当するかの別は、別表に定めるところによる。

3 協議会が法第 25 条の 3 第 1 項の規定に基づき関係機関等以外の関係機関、関係団体又は児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者に対して相互に情報を交換する等の協力を要請するに当たっては、当該要請に併せ、要請に応じた場合は、法第 25 条の 5 の規定による守秘義務が課せられることを説明するものとする。

(秘密の保持)

**第 13 条** 協議会\_\_\_\_\_の構成員は、児童福祉法第 25 条の 5 の規定により\_\_正当な理由なく協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(関係機関等への協力要請)

**第 14 条** 協議会が協議会の構成員以外の者に対して児童福祉法第 25 条の 3 の規定する協力要請と同様の協力要請を行う場合

(その他)

**第 13 条** この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って別に定める。

別表(第 3 条、第 12 条関係)

<u>関係機関等の名称等</u>	<u>法第 25 条の 5 各号のいずれかに該当するか</u> の別
<u>松江市健康福祉部</u> <u>松江市子育て部</u> <u>松江市教育委員会</u> <u>松江市小学校校長会</u> <u>松江市中学校校長会</u> <u>松江市幼稚園・子ども園園長会</u> <u>島根県中央児童相談所</u> <u>松江市青少年支援センター</u> <u>松江市男女共同参画センター</u> <u>松江市立病院</u> <u>松江人権擁護委員協議会</u> <u>島根県女性相談センター</u> <u>松江警察署</u>	第 1 号
<u>松江市医師会(精神科)</u> <u>松江市医師会(小児科)</u>	第 2 号

にあたっては、協議会は個人情報の保護に配慮しなければならない。

(事務局)

**第 15 条** 協議会の庶務は、松江市健康福祉部家庭相談室において行う。

(その他)

**第 16 条** この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が代表者会議に諮って別に定める。

別表 1

<u>児童福祉機関</u>	<u>児童相談所</u> <u>松江市健康福祉部</u> <u>保育所(松江市内)</u> <u>児童養護施設(松江市内)</u> <u>乳児院(松江市内)</u> <u>松江地区里親会</u>
<u>保健医療機関</u>	<u>松江保健所</u> <u>総合病院(松江市内)</u> <u>松江市医師会</u> <u>松江市歯科医師会</u>
<u>教育機関</u>	<u>幼稚園(松江市内)</u> <u>小学校(松江市内)</u> <u>中学校(松江市内)</u> <u>松江市教育委員会</u>
<u>警察・司法機関</u>	<u>松江警察署</u>
<u>人権擁護機関</u>	<u>松江法務局</u>
<u>その他</u>	<u>配偶者暴力相談支援センター</u> <u>松江市男女共同参画センター</u>

<u>松江市歯科医師会</u> <u>松江赤十字病院</u> <u>児童養護施設</u> <u>松江赤十字乳児院</u>	
<u>松江市保育研究会</u> <u>松江地区里親会</u> <u>松江市民生児童委員協議会</u> <u>松江市母子保健推進員協議会</u>	第3号

  

別表2

児童福祉関係	民生児童委員、臨床心理士、保育士
保健医療関係	医師、保健師、助産師、看護師
その他	母子保健推進員、人権擁護委員

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。